

○常総衛生組合議会公印規則

昭和37年5月9日

常総衛生組合議会規則第1号

第1条 常総衛生組合議会（以下「組合議会」という。）の公印は、この規則の定めるところによる。

第2条 公印は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会印
- (2) 組合議会議長印

第3条 公印のひな形、書体、寸法及び用途は、別表第1及び第2による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

公 印 名	ひな形	書 体	寸 法	用 途
組 合 議 会 印	い	てん書	方24ミリメートル	組合議会文書一般用
組合議会議長印	ろ	同	方21ミリメートル	同

別表第2

い

ろ

